

就学前の障害児通所支援利用児童に対する多子軽減措置

多子軽減制度

市民税課税世帯のうち、第2子以降の乳幼児にかかる障害児通所支援の利用者負担を軽減する制度です。

(a) 市民税所得割合算額 77,101 円以上の世帯

当該乳幼児より年齢が上の※保育所等に通う乳幼児がいる

※保育所等とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援事業所、情緒障害児短期治療施設、特例保育及び家庭的保育事業等

(b) 市民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯

当該乳幼児より年齢が上の生計を一にする「きょうだい」がいる

(多子軽減例)

(a) 市民税所得割合算額 77,101 円以上の世帯	(b) 市民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯
9歳（小学生）→カウントしない ◎5歳（年中）→第1子：利用者負担割合 10/100 ◎3歳（年少）→第2子：利用者負担割合 5/100	9歳（小学生）→第1子 ◎5歳（年中）→第2子：利用者負担割合 5/100 ◎3歳（年少）→第3子：利用者負担なし 0/100
10歳（小学生）→カウントしない 5歳（年中）→第1子 ◎3歳（年少）→第2子：利用者負担割合 5/100 ◎2歳→第3子：利用者負担なし 0/100 <u>就学前児童のみのカウントとなる</u>	13歳（中学生）→第1子 10歳（小学生）→第2子 ◎5歳（年中）→第3子：利用者負担なし 0/100 <u>年齢に関係なく、同一世帯におけるきょうだい すべての人数をカウントする</u>

きょうだいは、同居を要件としているものではなく、例えば、就学や療養のために別居していても余暇には帰省をしたり、医療費や生活費を送金したりしている場合も含まれます。

多子軽減対象区分	軽減後の利用者負担
第2子軽減対象児童	サービス総費用の5%と負担上限月額を比べて低い額
第3子以降軽減対象児童	0円